

等級及び職制上の段階ごとの職員数

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

（平成29年4月1日現在）

職務の級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	人数	割合	職制上の段階	人数	割合
1級	定型的な業務を行う主事又は技師の職務	37人	13.2%	主事級	37人	13.2%
2級	知識又は経験を有する主事又は技師の職務	39人	13.9%	主事級	39人	13.9%
3級	1 係長の職務 2 高度な知識又は経験を有する主事又は技師の職務	66人	23.6%	主事級	59人	21.1%
				係長級	7人	2.5%
4級	1 課長補佐の職務 2 高度な知識又は経験を有する係長の職務	70人	25.0%	係長級	40人	14.3%
				課長補佐級	30人	10.7%
5級	1 課長の職務 2 高度な知識又は経験を有する課長補佐の職務	53人	19.0%	課長補佐級	17人	6.1%
				課長級	36人	12.9%
6級	1 部長の職務 2 高度な知識又は経験を有する課長の職務	9人	3.2%	課長級	8人	2.8%
				部長級	1人	0.4%
7級	部長の職務	6人	2.1%	部長級	6人	2.1%
合計		280人	100.0%		280人	100.0%